

◇大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 保育所において行われる、乳児等通園支援事業を利用する場合の使用料の減免額を改めることにしました。
- 2 小田町保育所、浪速第1保育所、喜連保育所及び加美第2保育所の休館日を変更することにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部保育所運営課)